

小平の里及び浅原体験村指定管理者募集仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、小平の里及び浅原体験村の指定管理者が行う業務の内容及び管理運営に関する事項について定めたものである。

指定管理者は小平の里及び浅原体験村の管理運営にあたって、地域住民等に提供するサービスの効果及び効率を向上し、地域福祉の増進及びみどり市の活性化と観光農業振興を図ることに努めることとする。

2. 管理を行うにあたっての基本的な考え方

指定管理者は、小平の里及び浅原体験村を管理運営にするにあたり、次の項目に沿って行うこととする。

- (1) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること
- (2) 管理の質の向上に向けた取り組みを積極的に行うこと
- (3) 効率的かつ効果的な運営に努め、管理経費の縮減に努めること
- (4) 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること
- (5) 個人情報の保護を徹底すること
- (6) 業務の実施にあたっては、小平の里条例、浅原体験村条例、地方自治法等関連する法令等を遵守すること

3. 施設の概要

①小平の里

所在地	みどり市大間々町小平甲4 4 5 番地
土地・延床面積	敷地面積：77,297.09㎡ 市有地面積：20,971.94㎡（27.13%） 借地面積：56,325.15㎡（72.87%） 公有地化を推進中 建物面積：14,674.33㎡
既存建物等の概要	○鍾乳洞公園、キャンプ場、親水公園の3エリア 詳細は別紙1参照

②浅原体験村

所在地	みどり市大間々町浅原５９０番１４
土地・延床面積	敷地面積：１７，４８８．６０㎡ 借地面積：１７，４８８．６０㎡（１００％） 建物面積：１，２１０．１７㎡ 農園：４，４００㎡（１区画４０㎡×１１０区画）
既存建物等の概要	①みどりの館（管理棟・食堂）木造１階建 平成８年築 ２８９．７９㎡ ②つどいの館（そば打ち体験施設）木造１階建 平成１３年築 ９２．７４㎡ ③物置小屋 木造 平成９年築 ３３．１０㎡ ④バーベキュー棟 木造 平成９年築 ４５．５４㎡ ⑤ビニールハウス 平成９年築 ３００㎡ ⑥四阿 木造 平成９年築 ７．２５㎡ 以下コテージ ⑦あじさい（定員１０人）木造１階建 平成１３年築 １１９．７８㎡ ⑧ひまわり（定員８人）木造２階建 平成９年築 ９０．２５㎡ ⑨コスモス（定員４人）木造１階建 平成９年築 ７７．２４㎡ ⑩さざんか（定員４人）木造１階建 平成９年築 ７７．２４㎡ ⑪さくら（定員４人）木造１階建 平成９年築 ７７．２４㎡

4. 事業内容

	小平の里	浅原体験村
(1)施設の管理運営業務	・小平の里鍾乳洞公園 (小平鍾乳洞、狸穴亭、ふれあいの館、湿性植物園、柏亭及びトイレ) ・小平の里親水公園 (親水公園、野口水車保存館、親水亭、ねむの木亭、遊具及びトイレ) ・小平の里管理事務所 ・小平の里キャンプ場 (バンガロー、コテージ、炊事棟、バーベキューハウス、野外ステージ、テントサイトレクリエーションハウス及びトイレ) ・小平の里陶芸工房 ・小平の里遊湯館 ・小平の里農産物生産加工所 ・上記各施設のレストラン業務、土産品販売業務、各種イベント業務、その他サービス業務	・そば打ち体験施設（つどいの館） ・コテージ ・バーベキュー棟 ・その他施設の管理運営業務
(2)施設・設備・備品等の保守管理業務	・遊具の維持管理及び点検業務 ・上記施設の備付けの備品類の管理業務 ・施設、敷地内の全般の管理業務 ・その他、市長が必要と認める維持管理業務	・上記施設の備付けの備品類の管理業務 ・施設、敷地内の全般の管理業務 ・その他、市長が必要と認める維持管理業務

※建物、機械設備、物品等の修繕業務等の分担については、別紙2の修繕業務等分担表に基づくものとする。

5. 自主事業

指定管理者は、公の施設の管理業務の遂行を妨げない範囲において、事前にみどり市と協議の上、自己の責任及び費用負担により施設を活用して自主事業を実施することができる。

魅力のある自主事業は、施設の利用促進にもつながることから積極的に提案してください。

6. 責任の分担

市と指定管理者は別紙3の責任分担表に基づき施設の管理運営における責任を負うものとする。

ただし、表で定める事項で疑義がある場または当該分担表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、決定することとする。

7. 指定の取り消し等

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定を取り消すことができる。この場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。なお、災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について通知することにより協定を解除できるものとする。

8. 指定期間終了後の引き継ぎ業務

(1) 指定管理者は、指定期間終了後または指定の取り消し等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ場合には、円滑かつ支障がなく本施設の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。

(2) 指定期間終了後若しくは指定の取り消し等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。特に、施設の利用予約に関しては遺漏がないよう十分留意すること。

9. 協定

(1) 指定期間における基本的な事項に係る部分については基本協定書を、また、指定管理料等の確認のための年度協定書を取り交わすものとする。

- (2) 協定の解釈について疑義が生じた場合、または協定の定めのない事項が生じた場合の措置は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

10. 問合せ先

- (1) 所在地：〒379-2311 群馬県みどり市笠懸町阿左美1912番地1
(2) 担当者：みどり市産業観光部観光課観光政策係 二ノ宮・福島
(3) TEL：0277-76-1270（観光課直通）
FAX：0277-76-9049
(4) メール：kanko@city.midori.gunma.jp

【資料別紙】

- ・小平の里施設詳細（別紙1）
- ・修繕業務等分担表（別紙2）
- ・責任分担表（別紙3）